

# パートタイム・有期雇用労働法 特別相談窓口

様々なご相談について、受け付けております  
お気軽にご相談ください。



パートタイム・有期雇用労働法キャラクター「パゆう」ちゃん

パートのあなた、正社員と比べて、こんな差ありませんか？

○基本給が少ない？ ○賞与がない？ ○手当がない？

仕方がないとあきらめる前にご相談ください。



パートタイム労働者・有期雇用労働者は、正社員との待遇差について  
事業主に説明を求めることができます（中小企業は令和3年4月1日～）

（パートタイム・有期雇用労働法のご相談・お問い合わせ先）

千葉労働局 雇用環境・均等室 指導部門

千葉市中央区中央4-11-1 千葉第2地方合同庁舎1階

電話 043(221)2307

開設時間 午前8:30～午後5:15

改正後のパートタイム・有期雇用労働法については、こちらをごらんください → パート・有期労働ポータルサイト <https://part-tanjikan.mhlw.go.jp/reform/>